

適正な弁護士人口に関する 中弁連決議に対する批判と反論



額 額 和 義 (愛知県)

1、はじめに

昨年10月19日金沢で開催された中弁連大会において「適正な弁護士人口に関する決議」が採択された。司法試験年間合格者を3000人程度に増加させるといふ政府目標の見直しを求めたこの決議は、当初可決すら危ぶまれたが、案に相違して圧倒的多数の賛成を得て決議された。

司法試験合格者年間3000人と、いうものが実質は弁護士のみの大増員政策であることは自明の事柄であるが、この政策が、司法改革の最大の目玉だけに、これに真つ向反旗を翻したこの決議は、マスコミも含め大いに世間の注目を集めた。その後、埼玉、仙台等の弁護士会も同様の決議を行ったうえ、次期日弁連会長も3000人の政府目標の見直しを言

及するまでになった。この間鳩山法務大臣も3000人見直しを言い、政府も本年3月25日、法曹3000人計画に慎重な検討を促すことを閣議決定した。

私も無論、このまま一本道で3000人見直しが進むとは考えてはいなかったが、今年に入ってから、特に日弁連会長選の前後から、司法審委員の先生方や各新聞の社説において私たちに對し極めて激しい、バッシングと言つてもいい程の批判が加えられた。

そこで、私たちの決議に対するこれらの批判に對し、おこがましくも議案発議者代表を名乗つた者として、反論すると共に改めて前記決議の意義を問い直してみたい。

2、過疎偏在の弁護士不足論とその反論

批判の第1には、「弁護士が足りない」「弁護士が不足している」だから弁護士増員は当然であるという「弁護士不足論」がある。

この批判が、「弁護士が足りない」という現状の指摘か「不足している筈だ」「不足する筈だ」という推測論あるいは増員願望論を述べているのかよく判らないが、現状論として、過疎地における弁護士不足を強調する。

この批判は、かねてより存在するが、この議論がもしも真面目に語られているとするなら、私としては驚きを禁じ得ない。弁護士人口の大幅増と弁護士過疎、偏在問題とは基本的には関連しないからである。

そもそも司法過疎とは何を言い、偏在とは何か、という問題がある。仮にそれは措くとしても、過疎偏在解消に弁護士人口増がどのように結びつくのか明らかではない。弁護士は独立自営で業務を行うものである以上、一定の顧客の存在が見込まれ、一定の収入が見込めない以上、事務所経営が成り立たず弁護士として事務所を開業することなど到底できない。従つて、弁護士人口をいくら増

加してみても、かような地域には弁護士が定着することなどあり得ない。弁護士人口は、この10年で約5割増加したものの、ゼロ・ワン地域が今もって解消されないとところから見て、弁護士人口増加により過疎の解消が図られるものではないことは論証されたと言えよう。地方裁判所の各支部の弁護士ゼロ・ワン地域が過疎偏在問題の対象として議論されているが、果して本当にこれら地域において、弁護士に対する需要があり、弁護士が足りていないのであろうか。弁護士が不足しているか否かは、その周辺地域の弁護士の配置状況によつて判断されるべきものであり、ゼロ・ワン地域イコール弁護士不足と断ずる訳にいかない。また、仮にゼロ・ワン地域において開業するに足る需要があるとしても、その不足数は全国でせいぜい300人乃至400人程度でしかない。この問題は、この地域に弁護士をいかに配置するかという問題であるから、配置のための諸施策を施せば、解決する。しかも一旦その地域に弁護士が配置され、存在することになれば、以後過疎、偏在は解消され、毎年弁護士が必要となるものではない。3000人を輩出する根拠には全くなり得な

い。

3、法テラスの弁護士不足論とその反論

「法テラス」に所属する弁護士が不足していることも、増員の根拠に挙げられている。しかし、「法テラス」は法務大臣所管の独立行政法人であり、自主、独立を旨とし、弁護士自治を有する弁護士会の会員がそこに所属すること自体、馴染まない。従来、私たちは法律扶助、国選弁護を担っていたのであり、支援センターに属さなければならぬ理由が存在しない。刑事弁護士として検察官と対峙しなければならぬ職責を担う国選弁護士が、法務大臣所管の独立行政法人に属すること自体が重大な問題である。かような理由から「法テラス」に所属しない弁護士も多数いる（私もその1人である）。それをもって弁護士不足を言い、増員の根拠とすることは、正当な批判たり得ない。

4、欧米との比較の弁護士不足論とその反論

弁護士不足は明らかと断じ、その論拠に欧米との弁護士数の比較を持ち出す説がある。新聞論説委員や伊

藤真教授（早稲田大学大学院）などは、欧米との比較論に大きな無理があることを十分に承知のうえで、かような論を立てておられるもので、全く人が悪いと言いたくなる。

欧米との比較論も、弁護士を増加させる根拠たり得ない。米国は、日本と異なり、法学部が存在しない。日本では毎年輩出される法学部卒業生5万数千人が存在し、法学部を卒業した優秀な人々が官公庁、一部上場企業を始め、社会の各分野で幅広く活躍している。だからこそ、企業、官公庁、自治体は弁護士を採用しないのである（日弁連の平成18年10月の企業、官公庁、自治体に対する弁護士需要アンケート）。加えて日本には、欧米にはない税理士、司法書士等の弁護士業務の隣接職種が存在し、その数は約18万6000名余にのぼる。これらの人々の業務を欧米では弁護士が行っている。

従って、他国との弁護士人口比較を正しく論ずるには、まずは法学部卒業生や隣接職種の存在を前提にしたうえで、司法制度の仕組みや司法予算等の違いをも念頭に入れて多角的に議論しなければ、正しい比較論たり得ない。

加えて、サービサー、損保、信託

銀行等は弁護士業務と競合する業務を担ってきている。司法審は、かような司法制度に関する諸制度について全く論及することなく、単に弁護士の人数の単純比較のみからフランス並みの弁護士人口として3000人を編み出したようであるが、誠に底の浅い議論であった。

5、弁護士過剰の現状―就職難に現れた需給のアンバランスから見て

果たして、「弁護士が足りない」という現状があるか否かを検証するには、昨今の弁護士の就職難の状況をみる必要がある。昨年は、司法修習終了者2500人の初年度であった。このうち2200人余が弁護士事務所、企業等に就職を希望したものの、当初2割強の約500人程度の就職が危ぶまれた。

日弁連はノキ弁を推奨するなどし、就職先を見出すべく躍起となった。その結果、ノキ弁の外、即弁、宅弁などを輩出しながらも、なんとか就職未定者は少数になった。2500人時代の幕開けの年にして多数の就職浪人が輩出しかねない状況であった。本年は弁護士就職希望者のうち800人程度の就職が困難と言われている。これが、現状である。「弁

護士が足りない」と言われて法曹人口増が叫ばれたが、「弁護士が足りない」現状など存在しないということが白日の下に晒されることになった。このような就職難の状況はこの1、2年だけの一過性のものである。今後、改善される見込みは全くなく益々厳しいものになることは、明らかである。弁護士数は、この10年間で約8000人増加し、約5割増加したものの、民事行政事件数は平成15年をピークに司法統計上も減少の状況にある。即ち弁護士は急増する一方、事件数は減少している。

求人数が求職者に比して圧倒的に少ないということは、国民の需要の窓口となつて全国的各事務所において、それだけの需要がないことの証左である。2010年には司法試験合格者が3000人となり、そのうち約2700名が弁護士となる。想像するに恐ろしい。現状の弁護士需要に比し、弁護士過剰の状況が現状の就職難の状況から透けて見えるのである。本当に「弁護士が足りない」状況が世に現出していたならば、弁護士事務所への就職も企業、官公庁への就職も極めて容易でなければならぬ。しかし、弁護士に対する需要は供給に比し少なく、今後

ますます現在のアブレ状況が拡大して行く。

6、自由競争を理由とする弁護士増加論とその反論

競争の中からこそ弁護士の質、サービスが向上するものであるから、私たちの弁護士増加反対論はギルド擁護論であるとする批判がある。

大量の合格者を輩出することによって、弁護士も競争の中で品質やサービスの質を高めるのであれば、それは国民にとつても社会全体にとつても幸せな事態であるが、弁護士の業務はその性質上、質やサービスが競争の中から必ずしも高まるものではない。

国民が日常的に購入する商品は、国民がそれら商品を日々手にし、口にしてその良否を判断できる。そのため、競争が生まれ、質が高まる。弁護士の業務はこれとは異なる。日常的に法的紛争の解決を依頼する企業、官公庁あるいは個人があることも確かであるが、多くの国民にとつて弁護士を代理人に立ててまで解決しなければならぬ法的紛争が日常的に生起することは殆どない。かような状況においては競争の中で品質やサービスの向上がはかられる構造

はない。

弁護士に日常的に依頼する依頼者は、彼らの主導権のもとに彼らにとつてより質の高い、よりサービスのいい弁護士を雇用し、あるいは依頼することが可能になる。他方、大半の国民は日常的に弁護士に依頼を繰り返すことがないうえ、毎年大量に輩出される弁護士についての情報を持たないため、質、サービスの良否を判断する機会を持ち得ない。その結果、自ら弁護士の取捨選択を行わず、質やサービスの悪い弁護士に遭遇する不幸に見舞われることとなる。

従つて、かような人々にも良質な弁護士を提供しうるシステムを作り上げることが、あるべき法曹人口論である。ここに司法の一翼を担う弁護士が、自由競争にさらされる業種とは異なり、一定の質を維持する必要から人数制限が認められる根拠がある。

7、大量増員の弊害回避のための適正人口論

弁護士の質には、2つの要素がある。第1の要素は、能力、学力であり、第2の要素は倫理、精神の問題である。

近時の大量の2回試験不合格者は、第1の要素の質の低下である。弁護士になつたとしても、実務上の訓練(オンザジョブトレーニング)を受けることなく世に出れば、弁護士として質の高い十全な活動はできない。第2に、倫理の質の低下が重大な問題となる。弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする(弁護士法1条)。弁護士個人々は、このような使命を充分に自覚し、その業務に当たらなければならず、また、弁護士会は、かような使命に違反するような弁護士に対し厳しく対処し、国民の信頼に応えなければならぬ。

しかしながら、弁護士が過剰となり、その経済的基盤が脆弱になれば、様々な弊害が生じる。米国ほどの訴訟社会にはならないとしても、客を奪い合い、濫訴に走り、職務の独立性を失い、公共的な活動をなおざりにする事態の発生が十分に予想される。高い志を持ち続けようとする弁護士に対し「背に腹は変えられない」という現実が突きつけられるのである。この時、弁護士と利用者及び国民の関係が望ましい状態であり続けることは不可能である。「衣食足り」ないため、「礼節を知る」ことがで

きなくなる。弁護士は、多くの経済的、社会的な弱者を含む国民の権利の擁護に努める余裕を失い、むしろ逆の事態が頻発しかねない(アメリカの例)。この問題は、倫理教育、新人研修、懲戒処分等の方法で対処できるものではなく、経済原理の然らしめるところと言えよう。弁護士は、国民からの信頼を失い、弁護士自治は喪失し、弁護士の人権擁護活動も低下し、弁護士制度そのものが瓦解することになる。かくして国民の周辺に弁護士と名乗るものは数多く存在するけれども、それは決して「基本的人権の擁護と社会正義の実現」の担い手ではないということになる。それは、決して憲法が求める、国民が求める弁護士ではないと思うのである。

8、最後に

私たちは、かような思いから、弁護士大量増員政策に対し反対してきた。弁護士制度が憲法の理念に則つたものとして存続し続けなければならぬ。そのために、私たち弁護士が真っ先にこの問題に対し正しく対処していくことこそ、私たち弁護士に課せられた責務であると思う次第である。